阿賀野市の財政健全化判断比率等に関する公表

国においては、地方公共団体の財政破綻を未然に防止するため、平成１９年６月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を制定し、それまでの財政再建団体制度を５０年ぶりに見直しを行いました。

見直し以前の制度でも、一般会計の財政状況のチェックは行われていましたが、特別会計や第３セクターなどに多額の赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体全体の財政状況を反映していたものではありませんでした。

この法律では、一般会計が赤字になっていないかというチェックのほかにも、特別会計や企業会計の決算を連結した阿賀野市全体としての赤字の有無や、第３セクターなどの関連団体に対する将来の市の負担額などに関する４つの指標（これを「健全化判断比率」といいます。）により、市の財政状況を多角的に分析することを目的としています。

また、市の公営企業についても経営の健全性を示す「資金不足比率」を算定し、市の監査委員の審査に付したうえで、市議会に報告し、市民の皆さまに公表することが義務付けられています。

この法律に基づいて、平成２１年度決算による健全化判断比率と資金不足比率が次のとおりまとまりましたので公表いたします。

健全化判断比率	左の内容説明	阿賀野市の指標	早期健全化基準（注１）	財政再生基準（注２）
実質赤字比率	赤字額が標準的な財政規模に占める比率	**－（黒字）**	１２．９７％	２０％
連結実質赤字比率	すべての会計を合算して赤字額が標準的な財政規模に占める比率	**－（黒字）**	１７．９７％	４０％
実質公債費比率	公営企業、一部事務組合などを含めた実質的な借入金の元利償還金が標準的な財政規模に占める比率	**１９．６％**	２５％	３５％
将来負担比率	公営企業、出資法人などを含めた実質的負債が標準的な財政規模に占める比率	**１３７．６％**	３５０％	

（注１）　早期健全化基準とは、サッカーのルールでの「イエローカード」にあたり、財政運営に対する警告的な意味合いがあります。この数値を超過した場合には、一部の市債借入が国から制限を受けるなどするため「財政健全化計画」を定め、計画中の事業であっても全面的な見直しを行うことになります。

（注２）　財政再生基準とは「レッドカード」にあたり、通常の財政運営ができなくなります。この数値を超過した場合には「財政再生計画」を定め、市税や公共料金の増額など住民サービスの全面的な見直しを行うこととなり、市は国の管理下に置かれることになります。

指標の名称	左の内容説明	会 計 の 名 称	阿賀野市の指標	経営健全化基準（注３）
資金不足比率	公営企業の資金不足の状況を事業の規模と比較した比率	水道事業会計	**資金不足はありません**	２０％
		病院事業会計		
		公共下水道事業特別会計		
		集落排水事業特別会計		
		少年自然の家特別会計		
		工業団地造成事業特別会計		

（注３）　経営健全化基準についても「イエローカード」にあたり、２０％を超過した場合には「経営健全化計画」を定め、資金不足が深刻化した要因を分析して、事業内容や公共料金の見直しを行うことになります。

なお、健全化判断比率と資金不足比率の算定は、あくまで法律に定められたルールで計算した指標であり、基準を下回れば財政運営上なんら問題がないというものではありません。

特に、実質公債費比率においては、安全の目安が１８％以下と定められていますが、阿賀野市はこれを上回っているため、平成１９年度より新規の借入を可能な限り抑制する計画を作り、この計画に基づいて予算を作っています。

このような効果により、前年度の健全化判断比率と比較すると、実質公債費比率は２０．４％から１９．６％に、将来負担比率は１６９．２％から１３７．６％にそれぞれ数値が改善し、財政の健全性が向上しています。

ただし、今後の見通しとしては、平成２６年度以降には合併による財政上の特例期間が５年間をかけて終了するため、再び健全化判断比率が悪化する可能性があります。

このため、一般会計、特別会計ともに経費の節減を図るなど、今後も財政の健全化に努めていく必要があります。

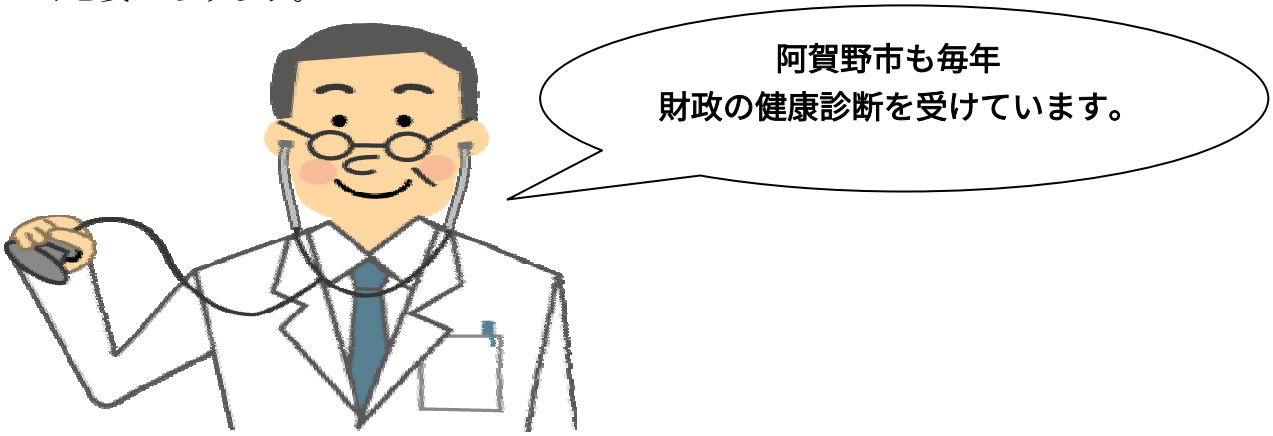

各指標の算定対象となる会計区分

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th colspan="4">≪　健全化判断比率等　≫</th></tr>
<tr><td colspan="2">阿賀野市の普通会計</td><td>一般会計等</td><td>実質赤字比率</td><td rowspan="8">連結実質赤字比率</td><td rowspan="12">実質公債費比率</td><td rowspan="13">将来負担比率</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">阿賀野市の公営事業会計</td><td>国民健康保険特別会計</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>老人保健特別会計</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療特別会計</td></tr>
<tr><td>介護保険特別会計</td></tr>
<tr><td rowspan="6">公営企業会計</td><td>水道事業会計</td><td rowspan="6">資金不足比率</td></tr>
<tr><td>病院事業会計</td></tr>
<tr><td>公共下水道事業特別会計</td></tr>
<tr><td>集落排水事業特別会計</td></tr>
<tr><td>少年自然の家特別会計</td></tr>
<tr><td>工業団地造成事業特別会計</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">阿賀野市が加入している一部事務組合</td><td>阿賀北広域組合</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>五泉地域衛生施設組合</td></tr>
<tr><td>新発田地域老人福祉保健事務組合</td></tr>
<tr><td>下越障害福祉事務組合</td></tr>
<tr><td>新潟県市町村総合事務組合</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">公債費はありません</td></tr>
<tr><td>新潟県後期高齢者医療広域連合</td></tr>
<tr><td colspan="2">阿賀野市が設立した地方公社</td><td>阿賀野市土地開発公社</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">阿賀野市が設立した独立行政法人</td><td>該当ありません</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">阿賀野市が設立した第三セクター</td><td>該当ありません</td></tr>
</table>